「責任ある機関投資家」の諸原則≪日本版スチュワードシップ・コード≫の受入れについて

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

当社は資産運用コンサルタントとして、アセットオーナーの資産運用に係る意思決定のサポートを行っています。斯かる資産運用コンサルタントの立場から、お客さまであるアセットオーナーおよびその最終受益者の中長期的な投資リターン向上のための取組みとして、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》の趣旨に賛同し、ここにコードの受入れを表明し、以下に当社としての取組みの方針を示します。

原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表 すべきである。

当社は、資産運用コンサルタントとして、お客さまであるアセットオーナーおよびその最終受益者の中長期的な投資リターンを向上させるための取組みとして、スチュワードシップ活動の重要性を認識し、アセットオーナーがスチュワードシップ活動を実施するにあたってのサポートを実施します。

アセットオーナーには、運用を委託する運用機関のスチュワードシップ活動状況を確認する等の 取組みにより、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう促すことが求めら れています。当社はこのようなアセットオーナーのスチュワードシップ活動をサポートするために、 運用機関におけるスチュワードシップ活動の評価・モニタリングを実施します。

運用機関におけるスチュワードシップ活動の評価・モニタリングにあたっては、環境・社会・ガバナンス(ESG)の要素を含むサステナビリティの考慮状況や企業との対話、議決権行使の状況を確認し、中長期的な企業価値向上に資するような建設的な対話がなされているかを重視します。

原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

運用機関がスチュワードシップ活動を実施するにあたっては、対話や議決権行使の対象となる 投資先企業が、当該運用機関のグループ会社や大口取引先の場合には利益相反が生じる可能 性があると考えられます。 当社は、運用機関のスチュワードシップ活動の評価・モニタリングを行うにあたり、運用機関において上記のように利益相反が生じ得る局面を具体的に特定しているか、利益相反を管理するための方針が具体的に定められ、またその方針が体制の整備や経営陣も含めた取組みの推進等により実践されているかを確認します。

なお、当社自身に係る利益相反の管理方針については原則8への対応方針に記載します。

原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

ESG 等の非財務情報を含む投資先企業の状況を把握することは、スチュワードシップ活動を実施する上でも重要であると考えます。

当社は、運用機関のスチュワードシップ活動の評価・モニタリングを行うにあたり、運用機関が投資先企業のリサーチを行う上での体制、プロセス、投資判断やスチュワードシップ活動を行う際のリサーチの活用状況等を確認します。

原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

投資先企業の中長期的な企業価値向上を促す上では、運用機関が投資家としての立場から課題認識の共有、課題改善に向けた対話を実施することが重要であると考えます。

当社は、運用機関のスチュワードシップ活動の評価・モニタリングを行うにあたり、投資先企業との対話を行う方針、具体的な対話の事例等を確認します。

原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議 決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるものではなく、投資先企 業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

株式議決権の行使は、株主として経営陣への意思表示を行う、非常に重要なプロセスであり、 運用機関においては、保有する全ての株式について議決権を行使すること、また行使判断の基 準や行使結果について十分に開示することが求められていると考えます。

当社は、運用機関のスチュワードシップ活動の評価・モニタリングを行うにあたり、議決権行使の 判断基準の内容、行使結果や行使理由、投資先企業との対話が議決権行使判断に反映されて いるか等を確認します。

また、運用機関が議決権行使の判断をする際に議決権行使助言会社のサービスを利用している場合には、当該サービスの利用状況や、利用する議決権行使助言会社における助言策定プロセスを把握しているか、等を確認します。

原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしている かについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

アセットオーナーにおけるスチュワードシップ活動は、運用を委託する運用機関のスチュワードシップ活動状況を確認する等の取組みにより、運用機関による実効的なスチュワードシップ活動が行われるよう促すことが中心になると考えます。斯かるアセットオーナーのスチュワードシップ責任を果たすためにも、運用機関には自らのスチュワードシップ活動の状況を定期的に報告することを求めます。

また、アセットオーナーには、自らの最終受益者に対して、運用機関のスチュワードシップ活動 につき確認した内容等を報告することも求められています。

当社は、運用機関のスチュワードシップ活動のモニタリング結果を報告すること等により、アセットオーナーから最終受益者への報告のサポートを実施します。

原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその投資環境に 関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業と の対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきであ る。

当社は、お客さまであるアセットオーナーがスチュワードシップ活動を実施するための実力を備えるために、情報提供、運用機関のスチュワードシップ活動の評価・モニタリング等を通じてサポートを実施します。

また、当社は、運用機関のスチュワードシップ活動の評価・モニタリングを行うにあたり、当該運用機関においてスチュワードシップ責任を果たす実力を備えるための体制整備・取組みがなされているか、スチュワードシップ活動の成果評価を含む自己評価がなされているか、等を確認します。

当社自身においても、アセットオーナーがスチュワードシップ責任を果たすサポートを適切に行えるよう、ESG の考慮を含むスチュワードシップ活動に関する知見の蓄積・向上に努めます。当

社自身の対応状況については定期的に確認を行い、改善に努めます。

原則8 機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当社は、資産運用コンサルタントとして、原則1~原則7に記載した方針に基づきお客さまである アセットオーナーのスチュワードシップ活動をサポートすることで、インベストメント・チェーン全体 の機能向上、ひいてはアセットオーナーおよびその最終受益者の中長期的な投資リターンの向上 に貢献します。

資産運用コンサルタントがアセットオーナーに対して適切なサービスを提供するにあたっては、中立的な立場から運用機関の評価、推奨を行うことが重要であると考えます。当社は、資産運用業務や証券業務を実施しておらず、当社コンサルティング業務の中立性・公正性に疑義を生じさせるような運用機関との契約関係もありません。

なお、当社は株式会社みずほフィナンシャルグループの 100%子会社であり、グループ内の運用機関の提供する運用戦略の評価、推奨に当たっては、潜在的には利益相反が生じ得ると認識しております。この点に対しては、以下のような取組みにより利益相反を適切に管理し、中立的な資産運用コンサルティング業務の実施に努めております。

- ・ 当社所定の「運用機関評価ガイドライン」に基づき、グループの内外を問わず、同一の基準 に基づいて評価を実施していること
- ・ グループ内運用機関の提供する運用戦略の推奨を行う場合には、原則として複数社の運用 戦略との比較を示し、客観性・透明性を確保すること